

御代田町森林整備計画 変更計画書

(令和7年4月1日 変更)

計画期間　自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 16 年 3 月 31 日

長野県
御代田町

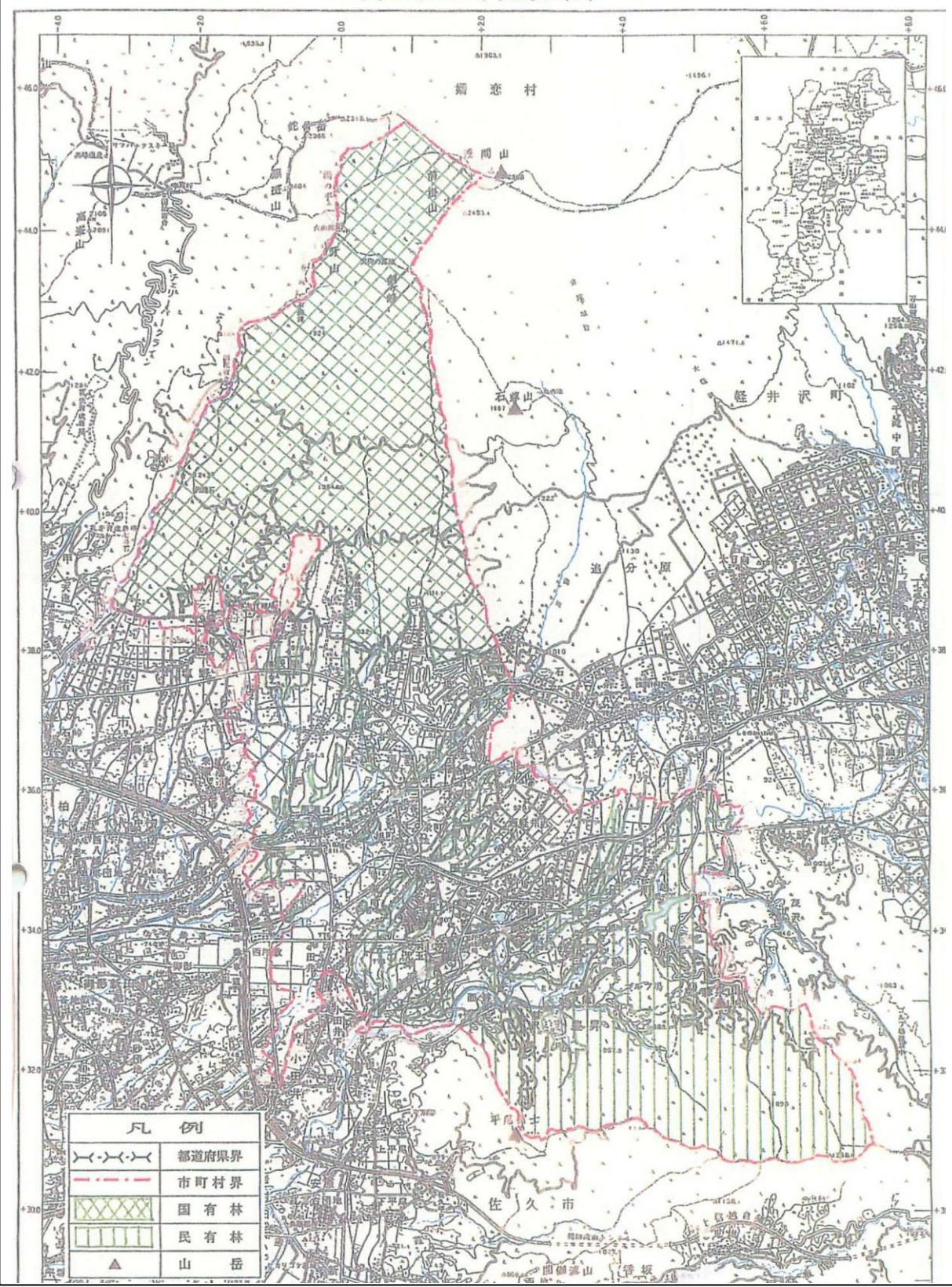
森林法(昭和 26 年6月 26 日付け法律第 249 号)に基づき、御代田町森林整備計画を変更する。
なお、御代田町森林整備計画の変更は、令和7年4月1日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 森林の転用・編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更(P2)
- ② 低密度植栽に関する記載の追記(地域森林計画の変更による)(P13~14)
- ③ 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法における、スギ表系への修正変更(P19)
- ④ 特に効率的な施業が可能な森林の区域の変更(P26)

市町村位置図

御代田町位置図



目 次

頁

<p>I 基本的事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題 1 (1) 地域の概況 (2) 森林・林業の現状 (3) 森林・林業の課題</p> <p>2 森林整備の基本方針 7 (1) 地域の目指すべき森林資源の姿 (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと</p> <p>3 森林施業の合理化に関する基本方針 9</p>	<p>頁</p>
<p>II 森林の整備</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く) 10 1 樹種別の立木の標準伐期齢 10 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法 10 3 その他 12</p>	
<p>第2 造林 13 1 人工造林 13 (1) 対象樹種 (2) 人工造林の標準的な方法 (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間</p> <p>2 天然更新 14 (1) 対象樹種 (2) 天然更新の標準的な方法 (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間</p> <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 18 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 18 (1) 造林の対象樹種 (2) 生育し得る最大の立木の本数</p>	
<p>第3 間伐及び保育 19 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 19 (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢 (2) 間伐の標準的な方法</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法 21 3 その他 21</p>	
<p>第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林 22 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 22 (1) 水源涵養機能維持増進森林 (2) 山地災害防止/土壤保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林</p>	

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他	26
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
(2) その他	
 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	27
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	27
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	27
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	27
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	27
 第6 森林施業の共同化の促進	28
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	28
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	28
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	28
 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備	29
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	29
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	29
3 作業路網の整備	29
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
4 その他	30
 第8 その他	31
1 林業に従事する者の養成及び確保	31
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	31
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	31
 III 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	32
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	32
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	32
 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	32
1 森林病害虫の駆除及び予防の方法	32
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	33
3 林野火災の予防の方法	33
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
5 その他	34
(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	

IV 森林の保健機能の増進		
1 保健機能森林の区域	35	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	35	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	36	
4 その他	36	
V その他森林の整備に必要な事項		
1 森林経営計画の作成	37	
2 生活環境の整備	37	
3 森林整備を通じた地域振興	37	
4 森林の総合利用の推進	37	
5 住民参加による森林の整備	38	
6 森林経営管理制度に基づく事業	38	
7 その他必要な事項	38	
VI 参考資料		
1 人口及び就業構造	40	
2 土地利用	40	
3 市町村における林業の位置付け	41	
4 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	41	
(別紙1) 市町村森林整備計画概要図	人工林・天然林・国有林	
(別紙2-1)	〃	水源かん養機能維持増進森林
(別紙2-2)	〃	山地災害防止
(別紙2-3)	〃	木材生産機能維持増進森林
(別紙2-4)	〃	特に効率的な施業が可能な森林の区域
(別紙3)	〃	路網
(別紙4)	〃	森林経営管理事業計画区域
(別紙5)	〃	鳥獣害防止区域

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置(御代田町役場)

東経 $130^{\circ} 30' 24.58''$ 北緯 $36^{\circ} 19' 21.56''$ 海抜 838.74m

◇面積

58.79km²(東西9.5km、南北13.8km、周囲58.5km)

◇土地の地目別面積<令和5年4月1日現在>

田	畠	宅地	山林	原野	その他
3.35k m ²	7.23k m ²	5.49k m ²	31.86k m ²	2.97k m ²	7.89k m ²

◇気象(令和2年、御代田消防署)

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
※データなし (現地気圧)	9.5°C	34.4°C	-10.4°C	992.0 mm	-m/s	-%

令和2年度をもって気象データの記録を終了

◇地形・地質

当町は、長野県の東端部に位置し、小諸市、佐久市、軽井沢町、群馬県嬬恋村に接しています。北に浅間山、南に森泉山、平尾山に囲まれ、四季折々の美しい自然を満喫でき、保健休養地として自然環境の保全に配慮した整備が進んだ町です。

地質は、浅間山の火山活動によるローム層、安山岩、内山層よりなり、土壤型は大部分が黒色土で一部に褐色森林土があり樹木の成長は良好です。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

当町の地域総面積は 5,879ha で森林面積は、3,461ha と全町面積の 58.9%を占ており土地管理・環境面で重要な位置を占めています。内訳は国有林が 2,020ha(58.4%)でウエイトが高く、民有林は 1,441ha(41.6%)です。

民有林における樹種別は、カラマツ 50.7%、広葉樹 37.7%、アカマツが 5.5%となっており、カラマツが過半を占めています。

【人天別森林資源表】

単位:面積 ha、蓄積m³

区分	資源量	人工林			天然生林				合計		
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等
民有林	面積	840.53	28.26	868.79	30.98	515.49	25.67	572.14	871.51	543.75	25.67
	蓄積	247,544	1,252	248,796	7,555	54,499	0	62,054	255,099	55,751	0
国有林	面積	980.25	5.42	985.67	263.24	300.6	470.29	1,034.13	1,243.49	306.02	470.29
	蓄積	240,105	5,552	245,657	41,516	47,020	0	88,536	281,621	52,572	0
合計	面積	1,820.78	33.68	1,854.46	294.22	816.09	495.96	1,606.27	2,115	849.77	495.96
	蓄積	487,649	6,804	494,453	46,690	101,519	0	150,590	536,720	108,323	0

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

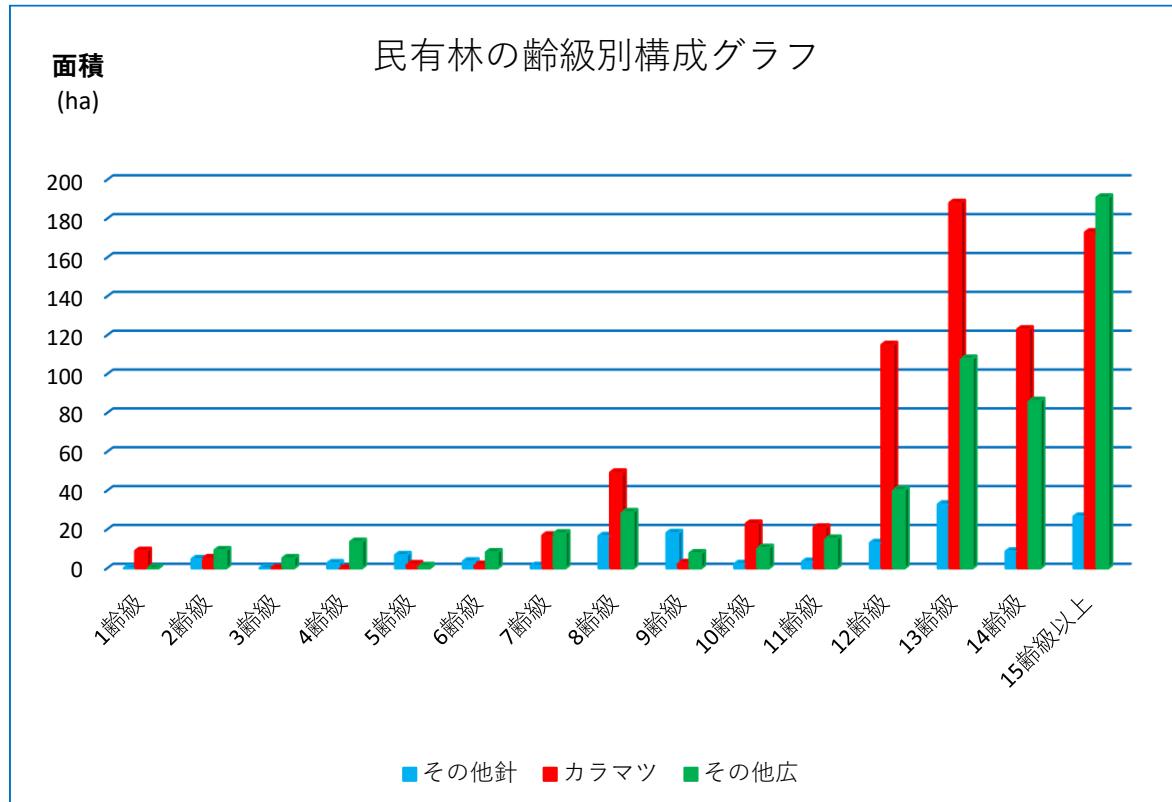
民有林の人工林割合 面積 60.3% 蓄積 80.0%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積(ha)		蓄積(m ³)	
	比率(%)		比率(%)	
アカマツ	78.69	5.6	16,500	5.3
カラマツ	730.48	51.6	223,152	71.8
スギ	6.22	0.4	3,107	1.0
ヒノキ	47.26	3.3	9,589	3.1
その他針	8.86	0.6	2,751	0.9
広葉樹	543.75	38.4	55,751	17.9
計	1415.26	100	310,850	100

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

当町の個人有林は、森林面積の 33%を占めており、その林家の保有規模は、5ha 未満が大多数を占め、経営規模は非常に零細です。

【民有林の所有形態】

所有形態別	面 積(ha)		蓄 積(m³)		
		割合(%)		割合(%)	
公 有 林	県	46.29	3.2	13,501	4.3
	市町村	16.93	1.2	3,847	1.2
	財産区	0.71	0.0	193	0.1
	計	63.93	4.4	17,541	5.6
私 有 林	集落有林	0.83	0.1	315	0.1
	団体有林	232.17	16.1	49,411	15.9
	個人有林	476.25	33.1	95,259	30.6
	その他	667.75	46.3	148,324	47.7
	計	1,377.00	95.6	293,309	94.4
合 計		1,440.93	100.0	310,850	100.0

③ 林業労働力の現状

当町には、素材生産業者が1事業体と、小諸市に事務所がある広域森林組合の2事業体があり、この2事業体が民有林の森林整備の多くを実施しています。

【事業体別林業従事者数】

区分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
		うち作業員数(人)		
森林組合	1	17	17	佐久森林組合
生産森林組合				
素材生産業	1	4	4	内堀林業(株)
製材業				
合 計	2	21	21	

【林業機械等設置状況】

単位:台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機					
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器					
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
トラック	1				1
グラップルクレーン	4	1			5
フェラーバンチャ					
スキッダ					
プロセッサ	1				1
グラップルソー					
ハーベスター	1				1
フォワーダ	2	2			4
タワーヤーダ		1			1
スイングヤーダ	1				1
合 計	10	4			14

④ 林内路網の整備状況

本町の林内路網は、総延長 21.4km、林内路網密度は 14.5m/h で、県平均の 21.1m/ha を下回っています。

民有林面積の 60%が人工林でその5割以上がカラマツであり、12 齢級以上の利用期を迎えた資源を有効活用するために、既設路網を活用しつつ更なる路網整備をする必要があります。

【路網整備状況(令和3年度末)】

区分	路線数	延長 うち舗装	密 度	
			km	m/ha
基幹路網	公道	路線 5.9km	km	4.0m/ha
	林道 6路線	13.4km	4.3km	9.1m/ha
	林業専用道	km	km	m/ha
	計	19.3km	km	13.1m/ha
森林作業道		3路線 2.1km	km	1.4m/ha
合計		路線 21.4km	km	14.5m/ha

⑤ 保安林の配備の実施状況

当町の保安林は、水源かん養保安林が 18.18ha に対して、土砂流出防備保安林が 91.01ha と約5倍の面積があり、民有林全体の 7.7%を占めています。これは、湯川及びその支流の段丘崖が、かつてよく浸食・崩落したことにより保安林に指定し管理してきた経過があるためです。このため、段丘崖の谷地形には治山堰堤や山腹土留工が多く設置されたことから近年は土砂の流出が落ち着き、治山事業の実施も少なくなってきています。

なお、浅間山山麓の国有林は、ほぼすべてが水源かん養保安林に指定されています。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積(ha)	民有林に占める割合(%)
水源かん養保安林	18.18	1.26
土砂流出防備保安林	91.01	6.32
土砂崩壊防備保安林	0.47	0.03
風害防備保安林	0	0
水害防備保安林	0.62	0.04
干害防備保安林	0	0
落石防止保安林	0	0
保健保安林	0	0
風致保安林	0	0
合 計	110.28	7.65

(3) 森林・林業の課題

カラマツ林業は、戦後、短伐期で収穫でき、腐りにくい木として「土木用材・電柱・港湾用材」等として大いに活用されてきましたが、生活様式・社会環境等の変化により需要構造が大幅に変わり、建築用材、合板・集成材、代替燃料(チップ・ペレット)等への用途拡大が進んでおり、更なる普及・推進が求められています。

町内には、上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国定公園もあり、登山道・散策路・別荘等も在り、冷涼な気候・山麓地形・景観を利用した施設が整備され、森林と人との共生の場となっています。これは、森林に対しての住民のニーズが地球温暖化、産業廃棄物等の環境問題をはじめ、自然とのふれあい、共生等の森林に対し多様な役割が求められていることから、林業生産活動のみならず、環境保全を考慮した積極的な森林総合利活用と森林整備が期待されています。

森林の有する木材生産を中心とする経済的機能や水源涵養、国土保全等の公益的機能を機能別に区分すると、水源涵養機能の高い森林が多くを占めています。人工林が本格的な利用期を迎えるつたり、資源を有効活用すると同時に、計画的に再造造成することが必要であり、個々の機能区分に応じた森林の整備が大きな課題となっています。

カラマツの一斉林分が多いことからの病虫害の発生や、台風・異常気象等による山地崩壊による災害の発生も予想されています。更に、近年ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ等の野生獣による農林業被害が多発し、住民生活を脅かす被害も発生しており、被害額は年々増加傾向にあります。このため、産業の振興(高原野菜等)や健全な生活環境の保持の面からも、有害鳥獣の駆除と森林・里山の整備により人と野生鳥獣との共生に向けた施策が急務となっています。

当町の全森林面積の約6割近くを占める国有林については、豊かな緑の保全に十分配慮しつつ大切な資源として活用していく必要があり、国・隣接市町との連携をふまえながら保健休養林として環境の整備を図ります。

幾つかの課題を解決するため、地域に適合した育林体系と施業技術体系を確立し、林業技術の向上を図ると共にその普及に努め、それらに対応できる地域のリーダーや林業の担い手、林業後継者の確保・育成を強化していく必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、千曲川上流地域森林計画の「第2森林の整備及び保全に関する基本的な事項の【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

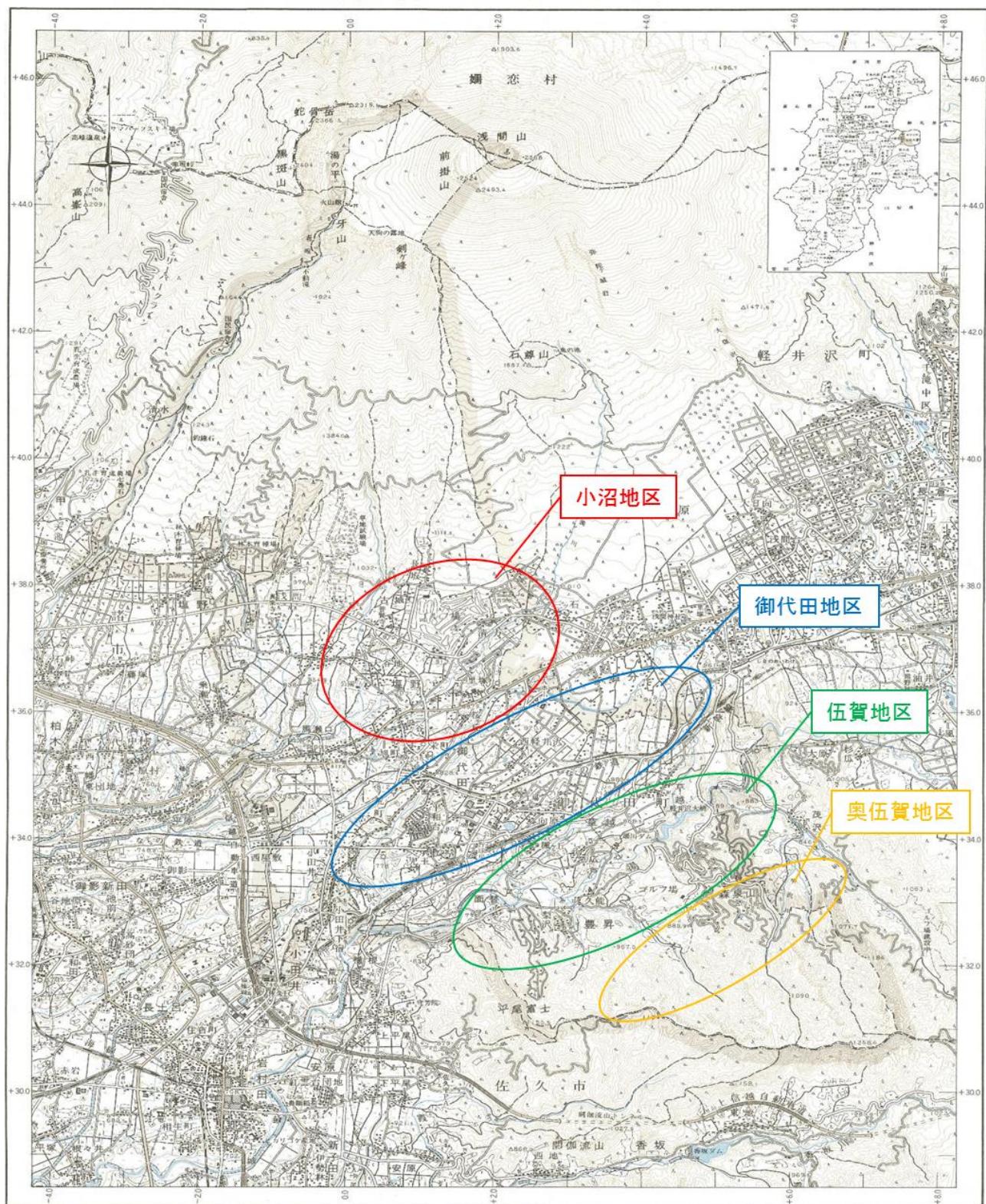
【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
伍賀地区	水源涵養	達成	維持	伐期の延長	水源林として管理
奥伍賀地区	山地災害防止/土壤保全	達成	維持	長伐期施業	防災林として管理
小沼地区	水源涵養	達成	維持	伐期の延長	国有林と一体となった 水源林の管理
御代田地区	水源涵養	達成	維持	伐期の延長	同上

【森林の有する機能一覧表】

森林の有する機能
水源涵養
山地災害防止/土壤保全
快適環境形成
保健・レクリエーション
文化
生物多様性保全
木材生産機能維持増進

御代田町全図



(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

- ①伍賀地区においては、当町の代表的な田切地形の景観の維持・保全を図るとともに、民有林の7割以上を占める湯川渓谷沿いに広がる緑豊かな森林の育成と保全を考慮した整備を推進します。また、水源涵養機能等の公益的機能が維持増進される針広混交林とするための整備を推進します。
- ②小沼地区においては、国有林と接する点在した小面積の森林であるが、浅間山の景観に配慮した森林整備を推進するとともに、国有林との連携による森林とのふれあいの場を提供するための整備を推進します。
- ③御代田地区においては、住宅地周辺の点在する里山林や河川・谷沿いの森林を有機的に結ぶ風致林として都市景観にも配慮した整備を推進します。
- ④全町において森林を「いこいの場」「ふれあいの場」「学習の場」として住民参加による整備を推進します。
- ⑤森林整備を推進する上で最も重要な林業労働力については、Iターン者の定住環境の整備等の受入れ態勢を、地方財政措置を活用し積極的に整備します。
- ⑥野生鳥獣対策に力を入れ、被害防止に努めるとともに野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林づくりを進めます。
- ⑦計画的な森林整備が行われるよう森林経営計画樹立に向けて、県、林業事業体と連携しながら森林の集約化を推進すると共に、森林経営管理制度による意向調査を進め、森林経営管理事業を行います。
- ⑧当町内の森泉山財産組合有林及び県有林は、平成29年に佐久地域の他の公有林とともに一般社団法人みどりの循環認証会議(SGEC)のグループ森林管理認証を取得しました。この地域における人工林の齢級構成の平準化と地域林業振興のため、SGEC森林認証木材の高付加価値化と流通促進に積極的に取り組みます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

東信森林管理署、佐久地域振興局、町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が 30%以下(伐採後の造林が人工植栽による場合は 40%以下)であるものとする。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある箇所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからエまでに留意してください。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続する事がないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注)「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の人工造林、天然更新の基準及び調査等方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、佐久地域振興局の林業普及指導員等(以下、林業普及指導員という。)の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の發揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壤、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定します。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha当たりの植栽本数(本)目安					
疎仕立て	1,500	-	-	1,500	-	-
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	-
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注) 保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること
植付け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐	択伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病害虫、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)	クマシデ(カバノキ科)
アカシデ(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒヨウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)
ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	シウリザクラ(バラ科)
ズミ(バラ科)	アズキナシ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
イヌエンジュ(マメ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	ミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)
シナノキ(シナノキ科)	オオバボダイジュ(シナノキ科)	ハリギリ(ウコギ科)
コシアブラ(ウコギ科)	ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)
クマノミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)	コバノトネリコ(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)	ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としています。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天 然 更 新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天 然 更 新 作 業	地 表 处 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天 然 更 新 補 助 作 業	刈 出 し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植 込 み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

また、必要な場合は、林業普及指導員の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5 プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。

なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

また、調査位置は、GPS等を利用し位置情報を記録し、森林 GISで管理することとします。

なお、調査記録は、永年保存します。

② 天然更新の完了判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、または不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)または植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号 林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

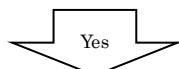
また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

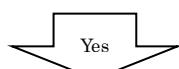
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋

○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

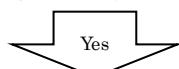
1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない (堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない)

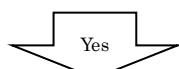


3 周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない



4 林床に更新樹種が存在しない

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第 10 条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)	55 (-%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)	85 (-%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) ()内は本数間伐率

標準伐期齢以上の林齡においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※ 上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うつ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます。また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行います。

(2) 間伐の標準的な方法

森林の目指す姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8mまでに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林 以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として長伐期施業または複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を図ることとします。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち、林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外(一部の水源かん養保安林は除く) ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種	施業の方法	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。	
間 伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。	
主 伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木 材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 い、10 は、10 に、10 ほ、11 い、12 い、12 ほ、12 へ、12 と、13、14、15、16 に、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38	1,204.39

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
全機能維持増進森林 山地災害防止／土壤保	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林	10ろ、11ろ、11は、11に、12ろ、12は、12に、16い、16ろ、16は、17、39	236.54
持増進森林 快適環境形成機能維	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林		
ための森林施業を推進すべき森林 その他の公益的機能の維持増進を図る	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		

【参考】

公益社団法人長野県林業公社所有林は、「長伐期施業を推進すべき森林」。小班単位で指定すると林業公社以外の山林の施業が限定されるため、小班の中で「伐期の延長を推進すべき森林」と「長伐期施業を推進すべき森林」に分けて指定した。

【別表3】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	水源涵養	伐期の延長	3、4は、4に、4ほ、4へ、10い、10は、10に、10ほ、12い、12ほ、12へ、12と、13、14ろ、14は、14に、16に、37い	400.22
	山地災害防止/土壤保全	複層林施業		
		択伐による複層林施業		
		長伐期施業	10ろ、11ろ、11は、11に、12ろ、12は、12に、16い、16ろ、16は、17、39	236.54
	快適環境形成	複層林施業		
		択伐による複層林施業		
		長伐期施業		
	保健文化	複層林施業		
		択伐による複層林施業		
		長伐期施業		
	その他公益的機能	複層林施業		
		択伐による複層林施業		
		長伐期施業		
可能な森林の区域 特に効率的な施業が	水源涵養	伐期の延長	3、4は、4に、4ほ、4へ、13ろ、13に、13ほ、13へ、14に、37い	242.47
	山地災害防止/土壤保全	長伐期施業	16ろ	5.13

※「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の面積には制限林を含んでいますが、伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。また、同区域では、人工林において主伐した場合は、原則として、植栽による更新を行うこと。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

林業整備等を実践しているグループ、NPO法人等を支援することにより、森林整備を推進します。更に、零細林家に対しても、積極的な広報活動により、間伐等山の手入れの重要性を理解してもらい、各種講習、教育研修等を通じ知識技能を身に付け、自ら進んで自分の山の手入れができるよう、補助金制度・森林整備交付金制度等を有効に活用しながら支援を行います。

(2) その他

なし

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を計画的、効率的に行うために、不在村又は高齢等のため森林の管理を行うことができない森林所有者と意欲ある森林組合等林業事業体との長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人(NPO 法人)、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあつせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、東信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人(NPO 法人)等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに適当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】 (単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計		
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和 48 年4月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長:km 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位置	路線名	延長及び路 線数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考
拡張	改良	林道		森泉山	20m 1 路線	633	○	01897	橋梁 改良

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

4 その他

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
該当なし				

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状(参考)	将来
伐 倒 造 材 集 材	緩傾斜地	チェンソー → プロセッサ → フォワーダ → トラック	チェンソー・ハーベスター → フォワーダ → トレーラー
	急傾斜地	チェンソー → プロセッサ → フォワーダ → トラック	チェンソー → 集材機・タワーヤード・スイングヤード → プロセッサ → トレーラー
	地拵え	人力、バックホー、グラップル	グラップル・レーキ、自走式地拵え機
	下刈	刈払い機	自走式刈払い機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

施設の種類	現状(参考)			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

III 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めます。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

【別表4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	1、2、3、4、5、6、7、8、9、 10、11、12、13、14、15、 16、17、35、37、38、39	1,120.02

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月 16 日付3森推第838号長野県林務部長通知)」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施とともに、間伐もしくは更新伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

町内には、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、サル等の野生鳥獣の農林産物への被害が増加傾向にあるほか、人家付近にも出没し生活環境への被害も見られます。これら野生鳥獣の餌を供給することのないよう留意するとともに、逃げ込む場所となる荒廃農地・手入れの遅れた森林の整備を進めます。

また、貴重な動植物の保護に留意して森林整備等を進めるとともに、広葉樹の誘導・育成、針広混交林の導入等を通じ、野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林づくりを進めます。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第21条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことについて留意します。

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲1km以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地拵え イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第47条第1項)
許可条件	期間(7日以内) 面積(1件当たり5ha以内) 従事者(1haまで15人以上) ※ 1haを超える場合は、超える部分の面積1haあたり5人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う7日前までに町長に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図 ③ 火入れ地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書 ④ 申請者が請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

5 その他

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
該当なし	

(2) その他

なし

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適當と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、抾伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法		
	複層林施業	抾伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間 伐	単層林である場合、Ry0.85 以上の森林について は、Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。		
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上	
	方 法	伐採率70%以下の伐採	・天然更新 伐採率30%以下の抾伐 ・人工植栽 伐採率40%以下の抾伐
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カメルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施設名
該当なし	

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

該当なし

(3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
アカマツ	16m	
カラマツ	20m	
広葉樹	10m	

4 その他

該当なし

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林経営計画において、区域計画を作成できる区域となります。(一体整備相当区域)

区域名	林班	区域面積(ha)
伍賀地域	1～21,39	1,236.64
小沼・御代田地域	22～38	204.29

2 生活環境の整備

当町は、雄大な浅間山とその裾野に広がる森林・河川などの自然に恵まれ、田園と町並みが渾然一体となった景観が残されています。今後も長野県景観条例並びに御代田町環境保全条例及び御代田町開発指導要綱の適切な運用により、良好な住環境の形成を図ります。

3 森林整備を通じた地域振興

当町では、山菜、きのこ、シイタケ等の特用林産物を特産品としてPR活動を展開し、町の活性化と生産者の意欲の向上を図ります。

4 森林の総合利用の推進

当町は、隣接する軽井沢町と同様に避暑地として「森泉郷」「紀州鉄道」等の別荘地が町内各所に点在しているため、環境を維持向上させるため特定広葉樹の植栽、不良木除去、下刈、萌芽更新等の施業を実施するとともに、町内外の人々の憩いの森、自然散策の拠点として、管理施設、遊歩道等の施設整備を適宜実施します。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

東京ガス(株)が平成17年度から森泉山において「長野・東京ガスの森」として環境活動を開始し、町内外者との交流の場を提供していただいており、「長野・東京ガスの森」を利用した学習やふれあいの場として自然の大切さ、森林への愛着を育むための事業を開催します。

(2) 上下流連携による取組

御代田町は重要な水源地帯であり上下流交流事業として、分収造林契約を利用した水源の森造成に参加してもらえるよう積極的に働きかけます。

(3) その他

なし

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
塩野 舟ヶ沢地区	森林整備	0.0513ha	令和6年度実施予定
馬瀬口 下ノ平梨木平地区	森林整備	0.0454ha	令和6年度実施予定
面替 大星地区	森林整備	未定	R7年度意向調査 R8年度検討
豊昇 宮平地区	森林整備	未定	R9年度意向調査 R10年度検討

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

林業事業体と連携して、隣接する私有林も考慮した上で森林整備を実施します。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

森林整備に伴う作業道作設等地形の改変作業を行なう際は、埋蔵文化財の位置を示す図面を確認しながら、必要に応じて担当部署と協議します。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
R7.1.9	打合せ	森林総合監理士、佐久森林組合

2 公告・縦覧期間

令和6年2月1日～令和6年3月1日

令和7年1月16日～令和7年2月17日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業経済課耕地林務係	主事	宮島 昇吾	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
佐久地域振興局	林務課普及係	林務課長補佐 兼普及係長	泉川 尚久	森林総合監理士

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1か月以内	
広報掲載	計画樹立後1か月以内	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

年次	総 計			0~14 歳			15~29 歳			30~44 歳			45~64 歳			65 歳以上			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
実数 (人)	22 年	14,738	7,304	7,434	2,219	1,169	1,050	2,046	1,077	969	3,159	1,581	1,578	4,014	2,039	1,975	3,300	1,438	1,852
	27 年	15,184	7,561	7,623	2,062	1,075	987	2,009	1,058	951	2,963	1,537	1,426	3,955	1,979	1,976	4,195	1,912	2,283
	令和2年	15,555	7,703	7,852	1,914	970	944	2,062	1,061	1,001	2,813	1,443	1,370	4,161	2,080	2,081	4,323	1,982	2,341
構成比 (%)	22 年	100	49.6	50.4	15.7	8.4	7.3	15.8	8.4	7.4	21.6	11.4	10.7	26.5	13.3	13.1	20.0	8.3	11.7
	27 年	100	49.8	50.2	15.1	7.9	7.1	13.9	7.3	6.6	21.4	10.7	10.7	27.2	13.8	13.4	22.4	9.8	12.6
	令和2年	100	49.5	50.5	12.2	6.2	6.0	13.2	6.8	6.4	18.2	9.3	8.9	26.6	13.3	13.3	27.7	12.7	15.0

(出典:令和5年度御代田町統計書)

(2) 産業部門別就業者数等

年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業			第 3 次 産業 うち木材・ 木製品製造業	
		農業	林業	漁業	小計					
実数 (人)	22 年	7,297	750	12	—	762	2,363	—	4,172	
	27 年	7,716	779	11	—	790	2,312	—		4,614
	令和2年	7,785	691	13	—	704	2,192	—		4,889
構成比 (%)	22 年	100	9.9	0.2	—	10.1	31.3	—	55.2	
	27 年	100	10.0	0.1	—	10.1	29.6	—		59.0
	令和2年	100	8.8	0.2	—	9.0	28.0	—		62.5

(出典:令和5年度御代田町統計書)

2 土地利用

年次	総土地面積 ha	耕地面積						草地面積 ha	林野面積			その他面積 ha		
		計	田	畠	樹園地				森林	原野				
					果樹園	茶園	桑園							
実数 (ha)	22 年	5,878	522	124	397	1	—	—	22	3,320	3,320	—	2,014	
	27 年	5,879	503	101	400	2	—	—	22	3,320	3,320	—	2,034	
	令和2年	5,879	516	75	438	3	—	—	22	3,320	3,320	—	2,021	
構成比 (%)	22 年	100	9.0	2.1	6.7	0.2	—	—	0.3	56.4	56.4	—	34.3	
	27 年	100	8.6	1.7	6.8	0.1	—	—	0.3	56.4	56.4	—	34.7	
	令和2年	100	8.8	1.3	7.4	0.1	—	—	0.3	56.5	56.5	—	34.4	

(出典:令和5年度御代田町統計書)

3 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額(統計資料なし)

(単位:百万円)

総 生 産 頓 (A)		—
内 訳	第1次産業	—
	うち 林業(B)	—
	第2次産業	—
	うち 木材・木製品製造業(C)	—
第3次産業		—
B+C/A		—%

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年6月現在)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	28	2,792	1,717,336
うち木材・木製品製造業(B)	—	—	—
B/A	—%	—%	—%

(出典:2020年工業統計調査結果報告書)

4 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)		経営管理実施権 設定の有無
1	御代田町大字塩野 350-2	面積	0.096ha	有
		樹種	ヒノキ	
		林齢	30 年	
2	御代田町大字塩野 500-30	面積	0.045ha	有
		樹種	ヒノキ	
		林齢	35 年	